

第 2 4 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年 5月30日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

各幼稚園に対する開示請求 平成25年度 個別の教育支援計画、個別の指導計画（各園 1人分）

- 2 同年 6月30日、実施機関は、本件公開請求に対して、存在する行政文書については一部公開決定（以下「別件処分」という。）を行い、以下の行政文書（以下「本件対象文書」という。）については請求の対象となる行政文書を作成しておらず存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 第二、第一、はとり、神の倉、植田、各幼稚園の平成25年度個別の教育支援計画

(2) 二城幼稚園の平成25年度個別の指導計画

(3) 大幸、報徳、楠西、おりべ、第三、比良西、吹上、高田、常盤、荒子、春田、鳴子、桶狭間、大高、西山台、猪高、梅森坂、各幼稚園の平成25年度個別の教育支援計画及び個別の指導計画

- 3 同年 7月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

本件処分にかかる文書を作成している。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書である「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」（以下これらを「個別の教育支援計画等」という。）は、平成19年 4月に文部科学省より通知された「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年 4月 1日付19文科初第 125号文部科学省初等中等教育局長通知）において、特別支援学校においては、これらを活用して教育的支援や指導の充実を図ることとされているが、小・中学校等においては、個別の教育支援計画等は、必要に応じて作成されることとされている。
- 2 本市においては、「個別の教育支援計画」については、保護者の了解を前提とし、関係機関と連携しながら、幼児への教育を支援する必要がある場合に作成している。
また、「個別の指導計画」については、クラス全体の指導計画を作成する上で、個々の幼児の指導に支障がある場合に作成している。
- 3 このように、各園では、幼児の保護者や関係機関と連携をとりながら、必要に応じて個別の教育支援計画等を作成している。
- 4 平成25年度においては、本件処分に係る各園の個別の教育支援計画等は、その必要がなかったため作成しておらず、存在しない。

第 5 審査会の判断

- 1 争点
本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。
- 2 本件行政文書について
 - (1) 実施機関の主張から、個別の教育支援計画等は、幼稚園においては、必要に応じて作成するものであることに特段不合理な点は認められず、個別の教育支援計画等を作成していない幼稚園が存在する可能性は否定できないといえる。
 - (2) また、本件公開請求に対し、第 2 2で述べたとおり存在する行政文書については別件処分がなされていることから、本件公開請求に係る行政文書が全く作成されていないという事実は認められない。

(3) さらに、審査請求人の主張は、本件公開請求に係る文書を作成していると述べるにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

3 以上より、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 8月22日	諮問書の受理
12月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月16日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
平成31年 1月17日 (第14回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 5月24日 (第17回 第 1小委員会)	調査審議
7月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久